

- > みんなでつくる安心・自信・自由
- > つながる・ひろがる
もがれた翼×アドボケイト シンポジウム
- > くらしの法律
「押さえておきたい～身近な民法改正～」
- > プラスおびにおん
- > たいとう弁護士だより

今号の表紙絵の作者
75歳になりました。働く場から楽しくみんなで過ごす場に移り、お散歩したりしながら穏やかに過ごしています。



発行 法律事務所たいとう 2023年1月13日

みんなでつくる 安心・自信・自由

明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしくお願いします。

2022年の秋のセミナーは、「人と職場の成長エンジン、あなたの毎日にもっと安心・自信・自由を」というタイトルで、職場の心理的安全性をテーマに開催しました。

心理的安全性とは、職場の中で、誰かに助けを求めたりミスを認めたりしても、同僚から批判を受けたり自分の評価が下がるようなことはない、一人一人のメンバーが信じられている状態のことだと言えます。単に仲が良いということではなく、「どんな内容であっても臆せず口に出せるかどうか」がポイントです。

心理的安全性を構成する主な要素は、①ネガティブなことでも何でも話しやすいか、②困ったときに助け合えるか、③チャレンジが歓迎されていると感じられるか、④多様性が歓迎されていると感じられる

かの4つに大別されるという指摘があります。
しかし、言うは易し。こうした要素を職場に根付かせるためには、その大切さに気が付いた一人一人が、まず自分に問いかけてみる必要があります。「自分の価値観から離れて、多様な在り方や価値観を受け入れる心の準備ができているだろうか。多様な人たちと対話・協力する力が身についているだろうか」

一人一人が自分らしく能力を発揮できる職場・社会が求められています。

その実現のために、まずは足元から。今年も、「あなたの毎日に安心・自信・自由を」届けるために、努力を重ねてまいります。



弁護士 清水 洋
弁護士 佐藤 香代
弁護士 生駒 真菜
弁護士 吉川 由里
弁護士 上柳 和貴



法律相談のご案内

法律相談料 初回 60分 5,500円(税込)
その後、30分延長につき、3,300円(税込)

※まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。
※夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。
※法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

TEL 03-5829-4652(代表)
FAX 03-5829-4653

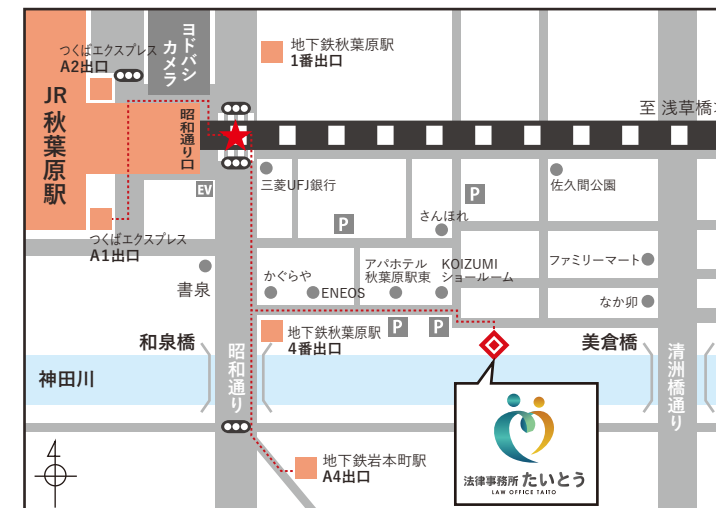
平日 午前9:30～午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com
HP http://www.lo-taito.com

※HPからもご相談の予約を受け付けております。

※ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではございますが、お電話にてご連絡ください。

アクセス



※JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意ください。



〒101-0026
東京都千代田区神田佐久間河岸78
第二阿部ビル2階

- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より・・・徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より・・・徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より・・・徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より・・・徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より・・・徒歩10分



つながる もがれた翼×アドボケイト シンポジウム ひろがる 「子どもの声を聴く ～家庭で、学校で、社会的養護の現場で～」

「もがれた翼」は、東京弁護士会の弁護士たちが子どもたちと共に作る創作劇です。初演の1994年から毎年新作を制作・上演してきましたが、今年度は「もがれた翼」史上初めて、2年間をかけて準備をし、来年度の上演を目指すこととなりました。その準備の一環として、本年1月28日(土)にシンポジウムを開催します。テーマは「子どもの声を聴く」です。

子どもの権利条約には、子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利(意見表明権)を持っており、その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならないことが規定されています。

児童福祉領域における子どもの意見表明権保障のために、昨年6月の児童福祉法改正では、一時保護や施設措置の際の、子ども本人からの「意見聴取等の措置」や、意見表明を支援する「意見表明支援員」という制度が定められました。

保護や施設を経験した元子どもたちからは、「何が起きているのかわからなかった」「自分の希望や意見は聞かれなかった」という声が少なくありません。法改正で状況が改善されることが期待されますが、単に制度があるだけでは意味がありません。

また、子どもたちにより身近な場所である学校、家庭では、子どもの声を聴けているでしょうか。そもそも「子どもの声を聴く」ということはどういうことなのか、なぜ大切なのか、市民の方々と一緒に考える機会にしたいと思います。ぜひご来場ください。





くらしの法律

押さえておきたい～身近な民法改正～

相続登記や住所変更登記がされないまま長期間経過して、現在の所有者(権利者)が把握しきれなくなってしまう「所有者不明土地」問題。その対策のため民法等が改正され、早いものでは令和5年4月1日から施行されます。どのような改正があったのか、令和5年4月1日施行のものをざっくりご紹介します。

①共有制度見直し(共有物利用処分円滑化)

不動産の共有者の中に、所在や氏名が不明な人がある場合は、裁判所に申立てをして、その共有持分を取得したり、その共有持分を第三者に譲渡する権限を付与されたりする制度が新設され、共有物の利用等の円滑化が期待されています。

注意点は、①遺産分割未了の相続財産の場合、相続開始時から10年の経過が必要であること、②裁判所が決めた金額の供託が必要であること、③譲渡権限付与制度の場合、権限付与の裁判後2か月以内に、共有者全員が持分の全部を第三者に譲渡する必要があること、等です。

②所有者不明土地建物管理命令

所有者不明の不動産について、管理人による管理が必要である場合に、利害関係人が裁判所に申立てをして、不動産単位の管理人を選任する制度が創設されました。他の制度よりも経済的にも時間的にも負担が軽減されると期待されています。

近隣に損害を与えている空き家の取り壊しの際に活用する余地があると考えられています。

③相続関係規定の見直し

現行民法は「障壁又は建物」の「築造又は修繕」のため必要な範囲内で「隣地の使用を請求」できると定めていますが、他の目的のためには使用できないのか、隣地所有者が所在不明の場合はどうするのか、そもそも「使用を請求できる」とはどういう意味なのか、といった問題がありました。

改正民法では、現行民法記載の目的の他に、境界標設置や境界測量、後述の越境した枝の切除等のためにも隣地を使用する権利があることが明確化され、隣地の所有者・使用者に対する通知等のルールが整備されました。隣地から越境した竹木の枝の切除については、隣地所有者が切除してくれないなど一定の場合には、越境された土地の所有者が切り取ることができるようになります。また、他人の土地への電気・ガス・水道等のライフライン設備の設置や、他人のライフライン設備の使用についても、ルールが明確化されました。

④相続制度の見直し

相続が開始して相続人が複数いる場合、遺産は原則として相続人らの共有となり、この共有状態は遺産分割によって解消されます。遺産分割の際には、民法が定める割合(法定相続分)や遺言で指定された割合(指定相続分)に、各相続人がすでにもらっている贈与などの額(特別受益)や、各相続人が遺産の維持・増加に特別に貢献したこと(寄与分)を考慮して、具体的相続分を決めます。遺産分割には期間制限がないため、色々な事情で遺産分割がされないまま長時間経つと、相続関係が枝分かれして相続人が増えたり、特別受益や寄与分の裏付け資料がなくなったりして、ますます遺産分割が困難になります。

そこで、改正民法では、原則として、相続開始から10年を経過した後は、具体的相続分ではなく法定相続分(または指定相続分)で遺産分割をすることになります。10年経過前に家庭裁判所に遺産分割の請求をしたときは、従前どおり具体的相続分で遺産分割をすることになります。

それぞれの具体的な制度の内容などについては、弁護士にご相談ください。



うらやまおぴにおん

真実を知りたい！

森友改ざん国家賠償訴訟は、「赤木ファイル」を開示させたものの、被告国が「請求認諾」の禁じ手を使って真相究明の場に蓋をしたうえ、税金で賠償金を支払い、いち早く終結となった。改ざんを方向づけた被告佐川元理財局長については、尋問もさせず、請求棄却で幕を閉じた。国家公務員の不法行為については国が賠償責任を負い、公務員自身は責任を負わない、という最高裁判例に盲従した結果である。国は佐川氏への求償権行使をしないという。独りの公務員が自死に至った真相は、検察庁も起訴せず、国会に次ぎ司法の場でも闇に葬られた。安倍元首相が凶弾に倒れたことを契機に、旧統一教会と自民党の国会議員や地方議員とのズブズブの関係が暴露された。何の見返りなしに金や人を提供する組織はない。身体検査をしたはずの閣僚の4人目が辞任に追い込まれようとしている。安倍元首相の「国葬」の是非をめぐり、その功罪が問われたが、現在の政府・国会・司法の迷走は、「隠ぺい」「虚偽」「忖度」で最長期政権を維持した安倍元首相の最後の「置き土産」と解すべきか。

所属弁護士がお届けする

どう弁護士だより

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人？

普段はなかなか見られない個性が

チラリと垣間見えるコーナーです。



「修復的対話」を目指す「解決」とは

弁護士 佐藤 香代

昨年、「修復的対話」(通称「RJ」)について学びました。その中で得た考え方は、悲しい事故や事件による被害は、もともと調和がとれていたはずの人間関係や地域社会が乱されたことを意味するものであり、「解決」とは、誰も排除することなく調和を取り戻すためにどうすればよいかをみんな考え、加害者にその責任を誠実に果たさせることを目指す、というものでした。

いじめや家族問題、職場でのハラスメントなど、多くの場面で応用できるのではないかと期待しています。



背負った孫に教えられ

弁護士 清水 洋

横浜に戻って1年を経過しました。小学校に入学した孫娘の日々の成長ぶりに目を細めながら、弥が上にも「ジイジ」の存在を自覚させられています。夕食の団欒で、妻の手作りに舌鼓して一杯やっている、孫の「肘ついて食べたらダメ」の一言で、黙って手を引っ込めます。「ジイジ、頑張ってるよ、何でもできるようになるんだよ」との名言に、その通りだねと素直に頷きます。小さな花壇に苗を植え、来春の開花時には、「ジイジ、きれいだね」と自然の恵みをやさしく受け止める子になるよう、せっせと草むしりをしている日常です。



あなたも私もサポーター

弁護士 生駒 真菜

2017年の「高齢社会白書」で、65歳以上の認知症有病率は2025年に約5人に1人となると見込まれていました。実際、2020年には約6人に1人となり、認知症が身近なものになってきている方も多いかもかもしれません。

認知症があっても自分らしく生きられるよう、成年後見制度を使いやすいものにして利用を促進することに加えて、認知症の方に適切な対応ができるようにするための認知症サポーターの養成も進んでいます。当事務所でも久しぶりに養成講座を開講します。ご参加をお待ちしています。

また会えますように

弁護士 吉川 由里

昨年は、児童福祉法、18歳成人、職場でのハラスメントなどをテーマに、講演や研修講師の機会をたくさんいただきました。オンラインではなくリアル開催も増え、また、海外からお客様が来て、カリヨン子どもセンターの活動を紹介できたことも、貴重な経験でした。

直接会おうと、オンラインでは出てこない悩みや本音がお互いに出て、コミュニケーションが生まれます。以前は当たり前だった、人と人が会うことの意義を実感しました。

裁判もオンライン化する中で、しぶとく、直接会えることにもこだわっていきます。



一人でも多くの方に 知っていただくために

弁護士 上柳 和貴

2022年4月に、成年年齢引き下げがなされました。当事務所でも、消費者トラブル防止の観点から、2022年3月にオンラインセミナーを開催しました。

その後、私は、成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル防止のために、若者が被害に遭いやすい消費者トラブルの記事を執筆し新聞に掲載する機会をいただきました。

今後も、消費者トラブルの被害救済のみならず、事前予防の観点から、啓発活動などにも注力していききたいと思います。

